



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

※ひとり親世帯には、
「低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金」を支給しています。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障がい児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、厚生労働省コールセンターもしくは門川町福祉課子育て支援係までお電話ください。

■ 厚生労働省
コールセンター

0120-811-166

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 門川町役場
福祉課子育て支援係

0982-63-1140

(受付時間:平日00:00~00:00)

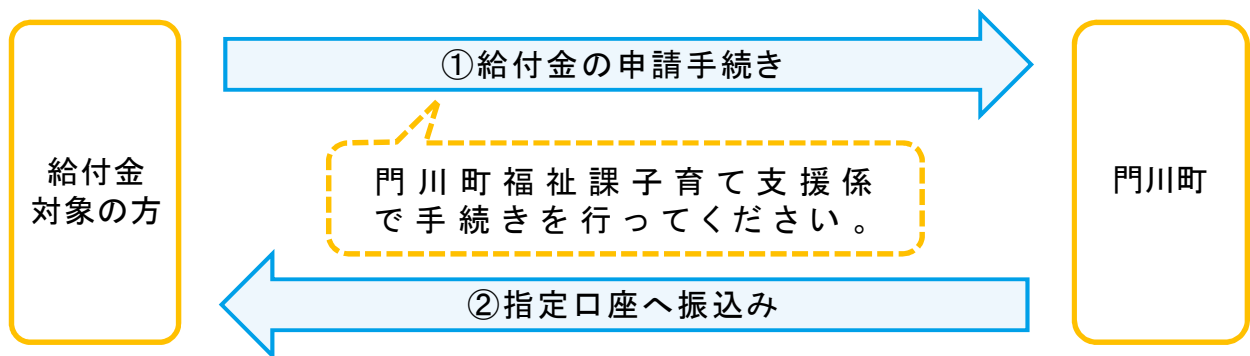
3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 門川町では令和3年7月までに、4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込んでいます。
- ▶ 令和4年2月末までに生まれた新生児を養育する方で、住民税非課税の方にも順次振り込みを行っています。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 門川町役場福祉課子育て支援係で手続きを行ってください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に順次振り込みます。
- ▶ **令和4年2月28日(月)**までを申請期限としています。
※令和4年2月末までに生まれた新生児分を除く



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。